

年金だより

年金を受けている人が亡くなられたら すみやかに届出をしましよう。

老齢年金などを受給している人が亡くなられた場合、遺族の人は「国民年金受給権者死亡届」を提出しなければなりません。年金は年6回、前月までの分を支払月（偶数月）に定期的に支払うことになります。支払月がきますと、自動的に受給者の指定した金融機関の口座に振り込まれたり郵便局などに送金されるしくみになっています。

したがって、この届出が遅れたり忘れたりしますと、年金を受ける権利がなくなっています。

国民年金、厚生年金、船員保険の年金を受けている方は、毎年誕生日の末日までに社会保険庁に「年金受給者現況届」を提出することになっています。

広報よこしば 2001.11.1

に、死亡以降も年金が支払われてしまします。その払い過ぎた分は、遺族の人に返していただくことになりますので、死亡の届出はすみやかに行つて下さい。尚、年金は死亡した月分まで支払われますので、受け取つていよい年金がある場合、同居していた遺族の人は、「国民年金未支給年金支給請求書」を提出して下さい。

※問い合わせ先
住民課年金係 ☎ 82-8813

誕生日には、現況届を提出しましよう。

記入して提出して下さい。期限までに提出されませんと、年金の支払いが遅れたり、差し止めになつたりします。

尚、年金を受けられるようになつた日から1年を経過していない方は提出する必要はありません。

この届けは、年金を受けている方やその家族の状態に変化がないかを確かめて、引き続き年金を支給すべきかどうかを決定する、年に一度の大切な届けです。現況届の用紙は誕生日の始めに本人宛に送付されますので、本人または代理人が必要事項を

現況届は本人宛に送付されますが、万一紛失したり汚した場合は、役場住民課の年金係で現況届（ハガキ）をもらって提出して下さい。

第53回

人 権 週 間

12月4日～12月10日

人間は、だれでも「幸福な生活を送る権利」を持っています。これが人権といわれるもので、人間が人間らしく生きるためになくてはならない権利です。

毎年、12月4日から10日までの1週間を「人権週間」として、全国で講習会・座談会・映画会・特設人権相談所の開設など各種の行事が行われます。この機会に、人権についてもう一度考えてみてはいかがでしょうか。みなさんが、これは人権問題ではないだろうかと感じたり、困りごとや心配ごと、また子供のいじめ問題で悩みごとがありましたら、人権擁護委員や法務局へご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

◆町の人権擁護委員　—敬称略—

馬場 明子	栗山 2880-124	☎ 82-11808
渡邊 翼一	屋形 5242	☎ 82-14103
八角 正己	木戸台 1316	☎ 82-10307
伊藤 光一(9/1委嘱)	横芝 765-12	☎ 82-10934

★定例相談

☆とき 每週火曜日 午後1時30分～4時

☆場所 健康福祉センター「プラム」

★特設人権相談所の開設
人権週間にちなみ「特設人権相談所」を開設します。お気軽にご利用ください。

☆とき 12月6日(木) 午前10時～午後3時
☆場所 健康福祉センター「プラム」